

I. 多数当事者の債権及び債務（その1） 保証債務を除く部分

1. 重要点の概説

保証を除く多数当事者の債権関係については、細かい修正が多数行われているが、重要な改正は、絶対的効力事由を限定した連帯債務の再構成、及び、**連帯債権関係の規律の新設並びに多数当事者の債権債務関係の整序**、という2点にまとめることができる。

(1) 絶対的効力事由を限定した連帯債務の再構成

現行民法は、従来から連帯債務の絶対的効力事由が広すぎると指摘されてきた。たとえば、被害者が連帯債務者の1人に対して履行を請求すれば絶対効を生じるため（旧437条）、他の連帯債務者は、請求を受けたことを知らなくても、履行遅滞に陥ったり、消滅時効が完成しなくなるなど、大きな不利益を受ける。また、被害者が連帯責任を負う共同不法行為（719条）の加害者の1人と思われる者と和解して、解決金などの形で損害の一部に相当する金銭の給付を受け、損害賠償債務が存在するとしても残額を免除する、という合意をすると、その者の負担部分については他の加害者に対する損害賠償債権も消滅してしまう（旧437条）。この結果は、和解をした被害者の通常的意思に反する。さらに、消滅時効が完成すればその連帯債務者の負担部分については、他の連帯債務者も債務を免れる（旧439条）。この結果も、消滅時効の援用の相対効（145条）と整合しない。こうした不都合を回避するため、判例・通説は、法律の規定によって生じる連帯債務を、絶対的効力事由に関する規定が適用されない不真正連帯債務であるとする解釈をしたり、相対的免除という概念を用いてきた。

しかし、そもそも絶対的効力事由が広すぎるのが問題であるので、それを再検討することになった。その結果の詳細は(3)で説明し、ここではとくに問題とされてきた連帯債務について説明する。更改・相殺・混同の場合には絶対的効力が維持される。たとえば、BとCがAに対する100万円の連帯債務を負う場合において、AがBと更改契約をしてBの債務が消滅してもCに影響しないとすると、AはCから100万円の支払を受け、CがBにその負担部分（平等なら50万円）を求償し、さらにBがAに同額の不当利得の返還を求めるという無駄な求償の循環が生じる。その間に無資力者が生じた場合にはその時点の債権者にとって不合理な結果となる。そこで、この場合には、更改の絶対的効力を認めて、Cの債務も消滅する（438条）。相殺・混同の場合も同様の理由である。

これに対して、旧規定の絶対的効力事由のうち請求・免除・消滅時効は相対的効力事由となる。たとえば、上記の例において、AがBから30万円の弁済を受けて残債務を免除しても、Cに影響するのは30万円の弁済のみであり（BはCに15万円を求償できる）、AはCに70万円を請求できる。Aに70万円を弁済したCは、Bに35万円を求償できる（445条。Bの15万円の求償権と相殺し、結局、CはBに20万円を求償できる）。BはAに求償できず、求償の循環は生じない。なお、この規定は任意規定であり、AのBに対する免除の意思が、他の連帯債務者をも免責するというものであれば、Cも免責される。

このように絶対的効力事由が絞られたので、これまで不真正連帯債務とされてきたものが連帯債務となり、法律の規定によって生じる連帯債務には、原則として 432 条以下の規定が適用できることになる。一方、契約によって連帯債務を生じる場合には、契約自由の原則により、絶対的効力事由を追加する特約は、その特約の当事者間では有効である。たとえば、上記の例において、A BがCに対する請求や免除がBにも効力を及ぼすという特約をすれば、Cに対する請求や免除はBに絶対的効力を生じる。これに対して、特約がないAC間では、Bに対する請求や免除はCには影響しない。要するに、改正後の連帯債務は、従来の不真正連帯債務を連帯債務のデフォルト・モデルとして広く適用できるようにし、特約によって従来の連帯債務と同等に絶対的効力事由を拡張することができる、とするものである。

(2) 連帯債権関係の規律の新設及び多数当事者の債権債務関係の整序

これまで民法には、連帯債権に関する規定が存在しなかった。今回の改正で新設された連帯債権の規定（432 条～435 条の 2）は、適用例があまり想定できず、実践的な意義は大きくない。しかし、この新設を機会に、不可分債権・不可分債務と連帯債権・連帯債務の機能分担関係が明確化され、多数当事者の債権債務関係の見通しがよくなった。すなわち、債権債務の目的が性質上不可分である場合を不可分債権・不可分債務とし（428 条・430 条）、目的が性質上可分である債権債務関係を法令の規定又は当事者の意思表示によって連帯とする場合を連帯債権・連帯債務とした（432 条・436 条）。

相対的効力事由と絶対的効力事由の区別は、多数となる当事者が債権者・債務者のいずれであるか、及び、目的の性質の可分・不可分、を基準にしたものと理解できる。

①原則としての相対的効力

多数当事者の債権債務関係では、一般に、1人について生じた事由は相対的効力が原則である（不可分債権・連帯債権につき 428 条・435 条の 2、不可分債務・連帯債務につき 430 条・441 条）。たとえば、1人について生じた債権の時効消滅は、相対的効力しか有しない（旧 439 条から扱いを変更。弁済した他の連帯債務者は、時効が完成した連帯債務者にも求償できる。445 条）。

②弁済等債権の満足を生じる事由の絶対的効力

債権を満足させる弁済並びに代物弁済及び供託は、明文の規定はないが、いずれにおいても絶対的効力を有する。相殺が絶対的効力を生じることは明記されているが（434 条・439 条及びこれを準用する 428 条・440 条）、目的が性質上不可分である債権・債務同士が相殺の要件を充たすことは稀である。

③連帯債権の場合

最も広く、②の弁済等のほか、請求・更改・免除・混同が絶対的効力を有する（432 条～435 条）。1人の債権者の請求に絶対効を認めても、他の債権者には利益となるだけで問題がない。更改・免除・混同が絶対的効力を有するのは次のような理由である。免除を例に説明する。AとBがCに対する 100 万円の連帯債権を有する場合において、BがCの債務を免除してもAに影響しないとすると、AはCから 100 万円の支払を受けた後でBに分与される

べき利益（平等なら 50 万円）を償還し、さらに C から免除した B に同額の償還を求めるといふ無駄な償還の循環が生じ、その間に無資力者が生じた場合にはその時点の債権者にとって不合理な結果となる。そこで、可分給付を目的とする連帯債権の場合には、免除の絶対的効力を認めて、A は C に対して、B に分与されるべき利益を除いた請求しかできないものとした（433 条）。その他の事由も同様の理由である。

④不可分債権の場合

連帯債権と対照的に、②の弁済等のほかは、請求のみに絶対的効力が認められ、更改・免除・混同は相対的効力しかない（428 条の括弧書きによる連帯債権の規定の準用除外）。たとえば、A と B が C に対する 100 万円相当する甲という壺の引渡しを求める不可分債権を有する場合において、B が C との間で C の債務を乙という絵画の引渡しを求める債権に代えるという更改契約をしても、A は C から甲の引渡しを求めることができる。B は更改によって A に対する分与請求権を失い、A は B に分与すべき利益を C に償還しなければならない（429 条）。

⑤不可分債務の場合

前述 1(1)で説明したように、連帯債務では、請求には絶対的効力が認められず、更改・混同の場合には、無駄な求償の循環を避けるため絶対的効力が認められる。これに対して、不可分債務では、更改のみが絶対的効力事由とされ、混同は相対的効力事由である（430 条の括弧書きによる連帯債務の規定の準用除外）。債務者の 1 人と債権者に混同が生じて、債権者は他の債務者から不可分の給付を受ける利益を有し、弁済をした債務者から他の連帯債務者への求償、その者から債権者への求償が続いても、無駄な求償の循環とは言えないからである。

2. その他の細かな修正

すでに説明した以外にも、下記のような細かい多数の修正がされている。

①相殺の履行拒絶権構成

他の連帯債務者が相殺可能な反対債権を有している場合において、旧 436 条は相殺を採用することができるかと定めていたが、他人の債権を処分できるのか解釈上の争いがあった。新規定は、これを肯定する古い判例を改めて、学説では近時有力な履行拒絶権説を明記した（439 条 2 項）。反対債権の債権者である他の連帯債務者が、相殺しない意思を明確にした場合には、履行拒絶はできないことになろう。

②破産手続開始の効力の削除

連帯債務者についての破産手続開始の効力は破産法 104 条により包括的で詳細な規定があり、旧 441 条は不要とされた。

③連帯債務者間の求償

出捐額・免責額・負担部分の関係を明確化した（442 条 1 項）。なお、負担部分を超えて出捐した場合にのみ求償できるとする中間試案は採用されなかった。負担部分を超えない

出捐の場合にも求償を認める方が連帯債務者の負担が公平になるし、自己の負担部分を超えなくても求償を認めることで連帯債務の弁済が促進され、債権者にとっても不都合は生じない、との意見があったので、従来の判例の問題処理が維持された。

④事前事後の通知義務の微修正

事前事後の通知義務の両方において、求償が制限される要件として、「他の連帯債務者があることを知りながら」を明記した(443条)。他に連帯債務者がいることを知らなければ、通知義務を負わず、求償権は制限されない。なお、弁済前の事前通知義務については、中間試案では削除も検討されたが、抗弁事由の存否を確認するため有用な仕組みであるとして残された。

⑤償還無資力者がいる場合の規定の追加

連帯債務者の中に償還する資力のない者がある場合に、資力がある残りの分担債務者間の分担を定める規定につき、分担者がいずれも負担部分を有しない者である場合には、等しい割合での分担とする、との異論のない判例法理が明文化された(444条2項)。これに伴って、求償者に過失がある場合に分担請求ができないことは、1項ただし書から独立した3項に移された。

⑥連帯免除の場合の債権者のリスク負担規定の削除

旧445条は、連帯債務者の1人が連帯の免除を得た場合、他の連帯債務者の負担部分の限度で、その無資力のリスクを債権者が負担するとしていた。しかし、この規定は、債権者の通常の意味に反するとして批判が強かったので、削除された。連帯の免除は他の連帯債務者に影響せず、444条によって問題が処理されることになる。